第明三治十二五種年郵三便月物三十一認可日

平成２１年（フ）第１０５号
高知県四万十市間崎1745番地１、住民票上の住所高知県四万十市間崎987番地
債務者　間﨑　広光
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第６号
高知県宿毛市平田町東平１丁目５番11号
債務者　上谷ルミ子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第７号
高知県四万十市中村一条通５丁目９番15号
債務者　松本　彌生
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第８号
高知県幡多郡三原村大字柚ノ木1054番地
債務者　北中　　聖
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第５５号
沖縄県那覇市字安謝255番地２
債務者　屋宜　秀樹
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１１５号
新潟県柏崎市剣野町１―11、申立時住所福島県西白河郡矢吹町一本木463番地12
債務者　五十嵐博行
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
福島県岩瀬郡鏡石町字鏡沼275番地　七海方、申立時住所福島県西白河郡矢吹町一本木463番地12
債務者　五十嵐恵美子
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第９号
福島県白河市鬼越77番地２　県営1005号
債務者　大倉　好美
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
千葉県野田市谷津221番地の１
債務者　藤倉　恭子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６８号
千葉県柏市西原１丁目10番26号ボヌール江戸川台203号
債務者　飯村　忠男
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７８号
千葉県我孫子市新木3145番地の41
債務者　大塚　京子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０３号
千葉県野田市山崎1387番地の12
債務者　星野　吉松
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２３号
千葉県松戸市上本郷1416番地の７
債務者　寺門　貞子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１９号
神戸市東灘区住吉台９番２―102号
債務者　木下　房子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番11―303号
債務者　川畑　幸夫
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１号
神戸市東灘区住吉山手８丁目16番７号、従前の住所神戸市東灘区住吉山手８丁目13番25―107号
債務者　榎本　志乃（旧姓川口）
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１号
神戸市垂水区福田３丁目４番26―107号
債務者　東　美津子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部